

公益財団法人世界平和研究所 研究倫理に関する行動指針

学術研究による知の創造が人類の幸福、経済社会の平和と安定をもたらしてきた。さらに国際社会が流動化、グローバル化の中、複雑に絡み合う様々な問題に直面する中、実証に基づく研究と政策提言は従来にも増して重要になっている。一方、学術研究の社会において果たす役割が複雑化し、研究成果のみならず、研究者の姿勢・行動までもが問われており、研究者が自らを厳格に律する高い倫理規範の確立が急務となっている。そのような状況に鑑み、公益財団法人世界平和研究所（以下「本財団」という。）は、以下のとおり研究倫理に関する行動指針（以下「行動指針」という。）を定める。

1. 目的

行動指針は、本財団が行う学術研究の信頼性及び公平性を確保するとともに、本財団が自主独立の研究機関として公益を尊重し、社会的責任を果たすことを目的とする。

2. 対象

研究職規程第2条に規定する研究職及び研究支援を行う者（以下「職員等」という。）を対象とする。

3. 基本原則

職員等は、以下の基本原則を遵守し、学術研究の適切な運営に努めるとともに、広く経済社会の発展に寄与するよう努めることとする。

(1) 法令等の遵守

職員等は、関連法令及び定款、規程、内規等を遵守し、倫理規範に則り研究活動を誠実に行わなければならない。

(2) 人権の尊重

職員等は、本研究所におけるすべての研究活動において各個人の人権を尊重し、属性や思想、信条による差別を行わない。

(3) 個人情報の保護

職員等は、研究過程において入手した個人情報の保護に努めなければならない。

(4) 著作権の保護

職員等は、本研究所におけるすべての研究活動において先人の功績に敬意を払うとともに、引用などにおいてはその必要性を検討し、必要最小限度の利用にとどめなければならない。他者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語、写真、イラスト、音声、動画その他は当該関係者の了解もしくは適切な表示を行わなければならない。

(5) 学術研究における不正行為等の防止等

職員等は、自らの研究活動のあらゆる局面において、研究データ、資（試）料等の管理・保存等に関し、厳密な取扱いを徹底して、捏造、改ざん、盗用を行わない、加担しないことに加え、同じ研究成果の重複発表、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等の不正行為を行ってはならない。不正行為の発生を未然に防止するよう努めなければならない。

(6) 研究費の適正な使用

職員等は、研究費の源泉が、国・地方公共団体等から交付される補助金・助成金及び企業等から負託されたものであることを常に認識し、その助成目的等を最大限に尊重するとともに、研究費ごとに定められた条件、使用ルール等を遵守し、その適正使用に努めなければならない。

(7) 利益相反への適切な対応

職員等は、自らの研究行動について、利益相反の発生に十分な注意を払い、利益相反による弊害が生じないように努めなければならない。

(8) 研究成果の公開

職員等は、行動指針の趣旨に反しない範囲で、研究成果を積極的に公開するとともに、研究活動の透明性を確保するため、当該研究の学術的・社会的意義について説明する義務を負うものとする。

(9) 研究倫理誓約書の提出

本指針の対象となる職員等は、誓約書（別紙様式1）を理事長に提出しなければならない。誓約書において、次の事項を誓約するものとする。

(a) 機関の規則等を遵守すること

(b) 研究費を適正に使用するとともに不正行為等を行わないこと

(c) 規則等に違反して不正を行った場合は、機関や資金配分機関の処分を受けること及び法的な責任を負うこと

4. 研究倫理教育の実施

(1) 研究倫理教育の目的

本財団では職員等の研究倫理意識を向上させることを目的として、研究者等に求められる倫理規範を取得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という）を確実に実施することを基本とする。

(2) 研究倫理教育の実施体制

本財団における研究倫理教育の確実な実施のために理事長は研究倫理教育責任者として研究本部所属の1名を指名する。

(3) 研究倫理教育の受講義務

全ての職員等は本財団着任時に研究倫理教育を受講しなければならない。他の機関に

において既に研究倫理教育を受講している者は本項の規定を免除する。

(4) 定期的な研究倫理教育の実施

本財団は全ての職員等を対象にした年 1 回の研究倫理教育を実施する。他の機関において 1 年以内に研究倫理教育を受講した者は本項の規定を免除する。

5. 人を対象とした研究に関する対応方針

人を直接の対象とし、個人からその人の思惟、行動、環境、心身等に関する情報又はデータ等を収集して行われる研究（以下「対人研究」という。）については、3. 基本原則に加えて以下の対応方針にしたがって遂行することとする。

- (1) 対人研究を行う者は、個人の尊厳を重んじ、科学的及び社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。職員等が、個人の情報又はデータ等の収集を行う場合には、提供者の人権を尊重し、その身体的、精神的負担及び苦痛を最小限にするよう努めなければならない。
- (2) 職員等が、対人研究において個人の情報又はデータ等を収集するときは、職員等は、研究のため個人の情報又はデータ等を提供する者（以下「提供者」という。）に対して、直接又は文書をもって、研究目的、収集する情報又はデータの処理方法、研究成果の発表方法など、研究計画の概要について、分かりやすく説明しなければならない。
- (3) 職員等は、提供者から要求があった場合は、対人研究の具体的内容を提供者に説明しなければならない。
- (4) 職員等が、研究と直接関係がない外部機関に委託して、個人の情報又はデータ等を収集する場合は、本行動指針の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。
- (5) 職員等が、対人研究において個人の情報又はデータ等を収集するときは、提供者の同意を得て行うことを原則とする。提供者の同意には、個人の情報又はデータ等の取扱い及び発表の方法などに関わる事項を含むものとする。
- (6) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行うものとする。ただし、調査を委託する調査会社等におけるモニター登録要件に事前の同意が含まれているモニター調査の場合は、この限りではない。
- (7) 職員等は、個人の特定が可能な形式で情報又はデータ等を保管する場合において、提供者から当該個人の情報又はデータ等の開示を求められたときは、これを開示しなければならない。
- (8) 職員等は、提供者が同意を撤回したときは、その者に係る情報又はデータ等を廃棄しなければならない。
- (9) 職員等は、対人研究において収集した個人の情報又はデータ等を 5 年間保管しなければならない。ただし、前項の規定に基づき廃棄したものについては、この限りではない。
- (10) 職員等は、第 6 項に規定する文書その他の同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。

- (1 1) 職員等が提供者に対し、謝礼として金品を提供する場合、その金品は社会通念上、
妥当な範囲で定めるものとし、その受け払いについて適切な管理をしなければならない。
- (1 2) 職員等が対人研究を行おうとするときは、文部科学省・厚生労働省ガイドライン等
に基づきあらかじめ研究計画書を作成し、倫理審査を受けるものとする。ただし、次の
いずれかに該当する研究については、この限りではない。
 - (a) 個人から情報又はデータ等を収集しない研究
 - (b) 政府その他の公的機関又は法人その他の団体（組織としての実体を有するものに
限る。）を直接の対象とする研究
 - (c) アンケート又はインタビュー調査により個人の情報又はデータ等を収集する研究
であって、当該情報又はデータ等が、個人の特定が不可能な形式で保管され、かつ、仮
に公になっても提供者の社会的地位や評価に特段の不利益が生じるおそれがないと認
められるもの
 - (d) 個人情報を取り扱わない研究であって、提供者の保護に適切に配慮しているもの
- (1 3) 本財団において、職員等が倫理審査を申請する場合、倫理審査委員会（以下「委員
会」という）において研究計画書の審査を行う。委員会は研究管理の業務に従事する者
を含む職員等 3 名で構成し、理事長が指名する。
- (1 4) 審査の方法は、委員会における合議審査とする。委員会は、必要あるときは、申請
者を当該研究計画等の審査を行う会議に出席させ、申請内容等の説明を求めることが
できる。委員会は、審査の経過を勘案して、申請者に対して研究計画等の変更を勧告す
ることができる。
- (1 5) 委員会の審査の判定は、次に掲げる表示により行う。
 - (a) 承認
 - (b) 条件付承認
 - (c) 継続審議
 - (d) 不承認
 - (e) 非該当
- (1 6) 理事長は 13 項の申請があったときは、委員会の審査結果に基づき、当該申請の承
認の可否を決定し、申請者に通知する。理事長は、必要あると認めるときは、当該申請
の内容の一部を変更して承認することができる。

6. 不正行為の調査手続き等

- (1) 不正行為の疑義などが生じたときの相談・告発などの通報窓口、告発に係る事案の調査
手続き等に関して本財団「競争的資金等に関する取扱要領（内規）」14 条から 19 条ま
での規定を準用する。
- (2) その他行動指針に基づいて対応が必要な場合は、理事長の指示の下、事務局が必要な調

査及び措置を行うものとする。

7. 行動指針に関する事務は、事務局の所管とする。

8. 行動指針の改廃は、理事長が決定する。

(別紙1)

誓約書

公益財団法人世界平和研究所理事長 殿

私は、本財団が管理する研究費による研究を遂行、又はその研究に参加するにあたり、常にコンプライアンス（法令遵守）を意識するとともに、日本学術会議「科学者の行動規範」（平成25年1月25日付）に則り、「公益財団法人世界平和研究所 研究倫理に関する行動指針」及び関連規則等を遵守して、研究活動に係る不正行為及び研究費の不正使用を行わないことを誓約いたします。

なお、それらに反した場合は、本財団及び資金配分機関の下す処分に従わなければならないこと、及び法的責任を負う場合があることも理解しています。

記

年 月 日

所属・役職

氏名（自署）

印